

愛知県立大学ハラスメントに関する人権問題委員会規程

(趣旨)

第1条 愛知県立大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（以下「防止規程」という。）第8条第8項に基づき、愛知県立大学にハラスメントに関する人権問題委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 防止規程第8条第3項に基づく調停委員会の設置
- (2) 防止規程第8条第5項に基づく事実調査委員会の設置
- (3) 防止規程第8条第6項に基づく措置の勧告
- (4) 防止規程第11条第1項に基づく必要な対応及び処置の勧告
- (5) その他、ハラスメントの防止及び排除に必要な業務

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 副学長（総括）
- (2) 教育研究審議会構成員の中から学長が指名した者 1名
- (3) 入試・学生支援センター長
- (4) 入試・学生支援センター副センター長
- (5) 教育支援センター長
- (6) 学部又は研究科から選出された者 各1名

2 委員会には、委員長及び副委員長を置き、前項第1号に規定する者を委員長とし、同項第2号に規定する者を副委員長とする。

(任期)

第4条 前条第1項第6号の委員は2年を任期とし、引き続いて再任することはできない。

なお、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長、定足数及び議決方法)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上によって決定する。

4 委員自身が当事者であるとき、当該委員は委員会の審議及び投票に加わることができず、委員会の員数から除外される。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を述べさせることができる。ただし、当該出席者は議決に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、その任期中及び退任後も知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、県大総務課において担当する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。